

平成 24 年 3 月 15 日制定

正会員の業務運営等に関する委員会決議

この委員会決議は、正会員の業務運営等に関する規則（以下「規則」という。）に基づき、正会員の業務運営等に関し以下の事項について定める。

1. 規則第 5 条の 2 に規定する分配金の決定に関する社内体制の整備については、以下のとおりとする。

(1) 運営マニュアル等の整備等

投資信託委託会社会員（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第 2 条第11項に定める投資信託委託会社である正会員をいう。以下同じ。）は、次に掲げる事項を盛り込んだ運営マニュアル等を整備するものとする。

① 分配金を決定するまでのプロセス

- イ 検討を行う組織・会議体等
- ロ 最終的に決定を行う組織・会議体、役職者
- ハ 分配金を決定するに当たっての役員等の関与(会議体の委員長(議長)、承認、報告等)

② 分配金を検討するに当たって考慮すべき事項

- イ ファンドの約款・目論見書に定める分配方針
- ロ 分配原資の状況（当期収益、繰越原資等）
- ハ 基準価額水準
- ニ 当該ファンドの特性に応じ、市況等の見通しやポートフォリオの状況などを踏まえた収益の見通し
- ホ その他必要な事項等（分配頻度（決算回数）、インデックスファンドなどファンドの商品性、キャッシュ・フローの状況等）

③ 分配金決定に当たっての基本的考え方

上記②の事項を考慮し、数量基準を設けるなどし、保守的に分配金を決定する旨を運営マニュアル等に記載するものとする。

(2) 運営マニュアル等に基づいた運営の徹底等

投資信託委託会社会員は、運営マニュアル等に基づいた運営の徹底を図るものとし、分配金の決定に当たっての事跡を明確にするものとする。

附 則

1. この委員会決議は、平成 24 年 5 月 1 日より実施する。
2. 前記 1. にかかわらず、正会員が当該実施日までの間に改正後の規定に基づく運営を行うことを妨げない。